

一般廃棄物処理手数料の改定について

小松島市では、このたび本市が許可した一般廃棄物収集運搬業者や、持ち込みをされる方自身が本市の処理施設にごみを搬入する際に納めていただくごみ処理手数料等を、下記一覧表のとおり**6月1日**から改定します。

処理手数料は、本市の処理施設等での一般廃棄物を処理（焼却、埋立など）する費用です。
持ち込みをされる皆様には費用負担についてご理解、ご協力をお願いいたします。

○本市が処分をする場合

種別	取扱区分	単位	現行	改定後
(1) 可燃ごみおよび燃えがら	本市が処分のみをする場合	10キログラムまたは0.02立法メートルまでごとにつき	32円	55円
(2) ごみ燃えがらおよび粗大ごみ	本市が処分のみをする場合最大積載量0.5トン以下または定めのない車両	1台につき	1,050円	2,200円
	本市が処分のみをする場合最大積載量1トン以下の車両	1台につき	2,100円	
	本市が処分のみをする場合最大積載量1トンを超える車両	1台につき 2,100円に車両の最大積載量が1トンまでを増すごとに2,100円を加算した額		1台につき 2,200円に車両の最大積載量が1トンまでを増すごとに2,200円を加算した額
(3) し尿	従量割	180リットルまで	1,530円	1,650円
		超過料金18リットルまでごとにつき	153円	165円
(4) 犬、ねこ等の死体	本市が収集運搬および処分をする場合	1体につき	525円	550円
	本市が処分のみをする場合		315円	330円
(5) 布団その他これに類するもの	本市が収集運搬および処分をする場合	1件につき	210円	220円
	本市が処分のみをする場合		105円	110円
(6) その他の一般廃棄物	本市が収集運搬および処分をする場合	0.06立方メートルまでごとにつき	210円	220円
	本市が処分のみをする場合		105円	110円

【お問い合わせ先】 市環境衛生センター ☎32・8290 / FAX 32・8295
Mail: eiseicenter@city.komatsushima.i-tokushima.jp

小松島市消費者協会に入会しませんか！

小松島市消費者協会は、消費者が自主性をもった健全な消費者生活を営むため、必要な知識の向上と消費者相互の連帯を強め、消費者主権の確立を図ることを目的としている団体です。どなたでもご入会できますので、ご興味のある方はぜひお問い合わせください。

【活動内容】

ごみゼロキャンペーンなどの海岸清掃活動、食品ロスキャンペーンや振り込め詐欺防止キャンペーンなどの啓発活動、年3回の研修旅行など。

※各会員の趣味活動として、花と野菜の部・華句会・手づくり部・料理部などの部活動もあります。

【年会費】 1,200円

【部会の年会費】 各700円

【お問合せ先・申込先】

小松島市消費者協会事務局（市役所裏）

☎32・5379

※毎週月・水・金曜の午前9時から午後3時まで

